別表第十二（第三十二条関係）

一	（略）	（略）
二	アルファ化米 エチルアルコール 大麦 缶詰食品又は瓶詰食品（食肉製品及び果実酒を除く。） 原酒（果実酒の原酒を除く。） こうりやん ごま 小麦 米 サフラワーの種子 蒸留酒 食品（食肉製品を除く。）を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの（缶詰食品及び瓶詰食品を除く。） 植物性たん白 そば 大豆 でん粉（タピオカでん粉を除く。） 動物性油脂（魚及び海棲哺乳動物の油脂を除く。） 菜種 ひまわりの種子 もろこし ライ麦	輸入届出書を提出した日から一年間
三	アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は容器包装 次の食品、添加物、器具又は容器包装であつて、第三十二条第四項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前三年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。 あん類 一時的に貯蔵した果実及び果皮	輸入届出書を提出した日から一年間

別表第三から別表第九まで　削除

別表第十二（第三十二条関係）

一	（略）	（略）
二	アルファー化米 エチルアルコール 大麦 缶詰食品又は瓶詰食品（食肉製品及び果実酒を除く。） 原酒（果実酒の原酒を除く。） こうりやん ごま 小麦 米 サフラワーの種子 蒸留酒 食品（食肉製品を除く。）を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの（缶詰食品及び瓶詰食品を除く。） 植物性たん白 そば 大豆 でん粉（タピオカでん粉を除く。） 動物性油脂（魚及び海せいほ乳動物の油脂を除く。） 菜種 ひまわりの種子 もろこし ライ麦	輸入届出書を提出した日から一年間
三	アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は容器包装 次の食品、添加物、器具又は容器包装であつて、第三十二条第四項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前三年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。 あん類 一時的に貯蔵した果実及び果皮	輸入届出書を提出した日から一年間

十一	洗浄剤
十二	添加物
十三	内寄生虫用剤の成分である物質
十四	農薬の成分である物質
十五	ヒスタミン
十六	腐敗微生物
十七	ホルモン剤の成分である物質